

重要事項説明書（グループホーム）

1. 提供するサービス内容

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を提供します。
食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めます。
具体的なサービスの提供内容と手順は、居宅サービス計画書に従います。

2. 従業者の職種、員数及び職務内容

- ①管理者 1名（兼務） 事業所の従業者管理及び業務管理を行います。
- ②計画作成担当者 1名（兼務） 介護計画の作成を担当します
- ③介護従業者 9名以上（うち兼務2名） 認知症対応型共同生活介護を提供します
※夜間は夜勤体制で、介護従事者を1名配置します。

3. 利用定員 9名（1ユニット・全室個室）

4. 利用料・その他の費用について

（1）介護保険法令等に従った利用料・・・介護保険利用料1割負担額（1日あたり）

| | | | |
|--|------|-------|------|
| 要支援 2 | 772円 | 要介護 3 | 836円 |
| 要介護 1 | 776円 | 要介護 4 | 853円 |
| 要介護 2 | 813円 | 要介護 5 | 871円 |
| ※初期加算 日額 31円 入居日より30日以内、30日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合 | | | |
| ※医療連携体制加算 日額 38円 | | | |
| ※サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 日額 19円 | | | |
| ※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 利用者1割負担額の18.6%の加算 | | | |
| ※居宅療養管理指導 月額約600円 | | | |
| ※若年性認知症利用者受入加算 日額 122円（65歳の誕生日の前々日まで） | | | |

*介護保険負担割合が2割（3割）負担該当者は上記金額の2倍（3倍）となり

（2）介護保険適用外の利用料等

（基本料金）

- ①住居費 54,000円/月額
- ②生活維持管理費 16,000円/月額
- ③水道光熱費 870円/日額
- ④食材料費等 1,960円/日
(朝食370円・昼食770円・夕食760円・雑やつ代30円×2回)

※不在期間の費用の取り扱いについて

- ①②については、外泊や入院等の不在期間があっても控除いたしません。
ただし月の途中での入退去の場合は日割り計算にて請求いたします。
- ③④については、実際の利用日数に応じて日単位で請求いたします。

(その他の費用)

①個人日用品費用 実費(日用品、医療費、理美容代、その他)

※預り金(10,000円)より清算し月末報告致します。ただし、おむつ代については自動引き落としといたします。

②入居金 入居時に入居金として 90,000円をお預りいたします。

※入居後2年間で均等定額償却させていただきます。

(3) お支払方法については、自動引き落としといたします。

5. 入居に当たっての留意事項

入居に当たって、主治医の診断書に基づき、認知症状態であることを確認致します。金銭その他の貴重品のお持込はできる限りご遠慮ください。施設内での盗難などについて当事業所では責任を負いかねます。共同生活者のご迷惑とならないようお願いいたします。住居内の居室や設備、器具が本来の用法に反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

6. 緊急時等における対応方法

ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は速やかに主治医等に連絡します。連絡困難な場合には救急搬送など適切な処置をします。

7. 事故発生時の対応

サービスの提供により、万が一事故が発生した場合には、市町村、利用者のご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 非常災害対策

消防法に基づいて防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。

9. 秘密保持等

事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

事業者は、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、その個人情報を用いませぬ。

10. 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き

事業所は指定認知症対応型共同生活介護および指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。やむを得ず身体的拘束等を行う場合にはあらかじめ利用者の家族に説明を行い同意を文書で得た場合のみその条件と期限内において行うが、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

11. 虐待防止のための措置

事業所は利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する委員会を設け責任者を選定する
- (2) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及する為の研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業者は指定認知症対応型共同生活介護および指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、当該事業所従業員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

1 2. 成年後見制度の活用支援

事業者は利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

1 3. 協力医療機関

医療法人幸和会岡北整形外科医院

1 4. 協力歯科診療所

岸田歯科沖診療所

1 5. 連携施設

介護老人保健施設 恵風苑

介護老人福祉施設 恵風荘

1 6. 医療連携機関

医療法人幸和会岡北整形外科医院 訪問看護

オリーブ訪問看護ステーション

1 7. その他運営に関する重要事項

従業者の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備します。

利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めます。

<事業の目的と運営の方針>

私たちは、要介護状態であって認知症の状態にある皆様が、共同生活住宅において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように援助します。

私たちは、利用者の人としての尊厳を重視し、地域へ奉仕貢献する自覚と誇りを持ち、常に愛され信頼される医療福祉を目指します。

〒700-0081 岡山市北区津島東二丁目7番1号 電話(086)255-0777 FAX(086)251-0882

医療法人幸和会岡北整形外科医院 理事長 越宗義三郎

〒700-0081 岡山市北区津島東二丁目1-34 電話(086)214-2200 FAX(086)214-2270

グループホームこうほく